

高松市指名停止等措置要綱を廃止する庁達（平成24年高松市庁達第9号）
附則第2項の規定によりなお効力を有するものとされた同庁達による廃止前
の高松市指名停止等措置要綱（平成元年3月29日庁達第2号）

改正 平成24年12月17日

改正 平成25年6月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する工事または製造の請負、物件供給その他の契約（以下「市発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第15条の規定により資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。
（指名停止等）

第2条 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当すると認めるときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止をするものとする。

2 前項または次条の規定により指名停止をされた有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人および共同企業体に関する指名停止）

第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該元請負人の指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったと認めるときは、その下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該指名停止について明らかに責めを負わないと認められる構成員を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項または前2項の規定により指名停止をした有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該各号に定める短期および長期の最も長いものをもってその事案に係る指名停止の期間のそれぞれ短期および長期とする。

2 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号または前項の

規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

3 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、または極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号または第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があると認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該長期の2倍までの範囲内で定めることができる。ただし、その期間は、36月を超えることができない。

4 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件（以下この項において「措置要件」という。）に係る指名停止の期間中または満了後更に措置要件に該当することとなつた場合において、その原因となる行為その他の事実が当該指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間（指名停止中を含む。）にあつたときにおける指名停止の期間の長期は、当該各号もしくは第1項に規定する長期または前項の規定により定めた期間に、当該各号または第1項に規定する長期に更に措置要件に該当することとなつた回数（一の措置要件に係る指名停止の開始の日前に他の措置要件に該当する原因となる行為その他の事実があつた場合にあつては、それに係るものを除く。）を乗じて得た期間を限度として加算した期間とすることができる。ただし、その期間は、36月を超えることができない。

5 指名停止中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があることまたは極めて悪質な事由があることが明らかになつたと認めるときは、別表各号および前各項に規定する期間の範囲内で当該有資格業者に係る指名停止の期間を変更することができる。

第4条の2 指名停止中の有資格業者について新たに指名停止を行うこととなつた場合における当該指名停止の期間は、第2条第1項および前2条の規定による指名停止の期間に、既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加えた期間とする。ただし、加算後の指名停止の期間は、36月を超えることができない。

（不正業者等の報告）

第5条 市発注工事等を主管する課長または関係課長は、別表各号に掲げる措置要件の一に該当すると認めるとき、または指名停止の期間を変更し、もしくは指名停止を解除する必要があると認めるときは、速やかに不正業者等（指名停止の期間変更・解除）報告書（様式第1号）を所属部長に提出しなければならない。

2 所属部長は、前項の報告その他により別表各号に掲げる措置要件の一に該当すると認めるとき、または指名停止の期間を変更し、もしくは指名停止を解除する必要があると認めるときは、市長に報告するものとする。

（高松市工事請負等審査委員会の審査等）

第6条 第2条第1項もしくは第3条の規定により指名停止を行うとき、または第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更しようとするときは、あらかじめ高松市工事請負等審査委員会の審査に付するものとする。ただし、高松市事務決裁規程（昭和42年高松市規程第18号）別表第1管財および用品の表第23項の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 別表第17号から第22号までに掲げる措置要件を事由として第2条第1項または第3条の規定により指名停止を行うときは、あらかじめ香川県警察本部警察職員の意見を聴くものとする。

（指名停止の解除）

第7条 指名停止中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第8条 第2条第1項もしくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、または前条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合は、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 第2条第2項の規定により指名を取り消したときは、当該有資格業者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 第1項の規定により指名停止等の通知をしたときは、所属部長は、不正業者等の指名停止（期間の変更・解除）通知書（様式第2号）により関係部課長に通知するものとする。

（資格者名簿への登載に係る業務の承継があつた場合における指名停止措置の特例）

第9条 指名停止中の有資格業者から、合併、分割、事業の譲渡等により、当該資格者名簿への登載に係る業務を承継した有資格業者は、当該指名停止の期間中、当該指名停止に係る事案と同一の事案による指名停止をされているものとみなす。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 指名停止中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第11条 指名停止中の有資格業者を本市と締結した市発注工事等の全部もしくは一部の下請負人とし、もしくは受託者とし、または当該市発注工事等の連帯保証人とすることを承諾してはならない。

（指名停止を行わない場合の措置）

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該

有資格業者に対し、書面により警告または注意の喚起を行うことができる。

(公表)

第13条 市長は、指名停止を行つたときは、当該有資格業者の商号または名称および所在地ならびに指名停止の期間および理由を公表するものとする。ただし、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）第7条に規定する非公開情報に該当すると認められるときは、この限りでない。

2 指名停止の期間を変更し、または指名停止を解除したときも、前項と同様とする。

(市長に対する苦情の申出)

第14条 第2条第1項もしくは第3条の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止期間の変更または前条の規定による警告もしくは注意の喚起の措置を受けた者は、当該措置について、書面で、市長に対し、苦情の申出をすることができる。

(高松市病院局および高松市上下水道局による指名停止の効果等)

第14条の2 高松市病院局指名停止等措置要綱（平成25年高松市病院局告示第6号）および高松市上下水道局指名停止等措置要綱（平成25年高松市上下水道局告示第37号）の規定により行われた指名停止、警告その他の行為（以下この条において「指名停止等」という。）は、この要綱の相当規定により行われた指名停止等とみなす。

2 前項の場合において、高松市病院局指名停止等措置要綱第9条第1項および高松市上下水道局指名停止等措置要綱第9条第1項の規定による通知において前項の規定による指名停止等を行う旨を明記したときは、当該通知を第9条第1項の規定による通知とみなす。

3 第5条の規定は、高松市病院局指名停止等措置要綱または高松市上下水道局指名停止等措置要綱の適用を受けることとなる場合においては、適用しない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の高松市指名停止処分要綱の規定によりなされた指名停止処分については、なお従前の例による。

(高松市契約事務処理要綱の一部改正)

3 高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成6年6月1日庁達第3号）

(施行期日)

- 1 この庁達は、平成6年6月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この庁達の施行後に指名停止を受けることとなる者に係る改正後の第4条第2項の規定の適用については、この庁達の施行前になされた直近の指名停止を、改正後の同項に規定する当初の指名停止とみなす。
- 3 この庁達の施行前に改正前の高松市指名停止等措置要綱の規定によりなされた指名停止処分については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年11月22日庁達第3号)

この庁達は、平成11年12月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月19日庁達第4号)

- 1 この庁達は、平成13年4月19日から施行する。
- 2 改正後の第4条および別表の規定は、この庁達の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年4月8日庁達第2号)

- 1 この庁達は、平成15年4月8日から施行する。
- 2 改正後の第4条および別表の規定は、この庁達の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日庁達第2号)

この庁達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日庁達第4号)

この庁達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日庁達第1号)

- 1 この庁達は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第13号から第16号までの規定は、この庁達の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年2月18日庁達第1号)

- 1 この庁達は、平成23年2月22日から施行する。
- 2 改正後の別表第18号、第19号および第21号の規定は、この庁達の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月29日庁達第3号)

- 1 この庁達は、平成24年4月1日から施行する。ただし、本則(第6条第2項を除く。)ならびに別表第13号および第14号の改正規定は、同年3月29日から施行する。

2 この庁達（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の高松市指名停止等措置要綱の規定は、この庁達の施行の日以後に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

別表（第2条，第4条，第5条，第6条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>（虚偽記載）</p> <p>（1）市発注工事等の契約に係る一般競争入札および指名競争入札において，入札参加資格確認申請書，入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし，工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（粗雑工事等）</p> <p>（2）市発注工事等の施行に当たり，過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（3）県内における工事等で市発注工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施行に当たり，故意に工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p>
<p>（4）一般工事等の施行に当たり，過失により工事等を粗雑にした場合において，かしが重大と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>（5）第2号に掲げる場合のほか，市発注工事等の施行に当たり，契約に違反し，工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（公衆損害事故）</p> <p>（6）市発注工事等の施行に当たり，安全管理の措置が不適切であつたため，公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ，または損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>（7）一般工事等の施行に当たり，安全管理の措置が不適切であつたため，公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ，または損害を与えた場合において，当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>（工事等関係者事故）</p> <p>（8）市発注工事等の施行に当たり，安全管理の措置が不適切であつたため，工事等関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>

<p>(9) 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事等関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>(10) 次のア、イまたはウに掲げる者が市の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人または有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。以下同じ。）またはその支店もしくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕または公訴の提起を知つた日から</p> <p>9月以上15月以内</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>4月以上9月以内</p>
<p>(11) 次のア、イまたはウに掲げる者が県内の公共機関の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕または公訴の提起を知つた日から</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>4月以上9月以内</p> <p>3月以上6月以内</p>
<p>(12) 次のア、イまたはウに掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕または公訴の提起を知つた日から</p> <p>4月以上9月以内</p> <p>3月以上6月以内</p> <p>2月以上5月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(13) 次のアまたはイの区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条または第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 県内</p> <p>イ 県外</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>6月以上12月以内</p>
<p>(14) 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条または第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月以上24月以内</p>

<p>(談合または競売入札妨害)</p> <p>(15) 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が次のアまたはイの区域内における談合または競売入札妨害の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 県内</p> <p>イ 県外</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>6月以上12月以内</p>
<p>(16) 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が談合または競売入札妨害の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>(17) 代表役員等、一般役員等または有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「代表一般役員等」という。）が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うものもしくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持および運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月以上</p> <p>12月以内</p>
<p>(18) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己もしくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、または第三者に債務の履行を強要し、もしくは損害を加えるため、暴力団または暴力団関係者を利用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上</p> <p>6月以内</p>
<p>(19) 代表一般役員等が、暴力団または暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、または便宜を供与したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上</p> <p>6月以内</p>
<p>(20) 代表一般役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上</p> <p>6月以内</p>
<p>(21) 代表一般役員等が、契約等に当たり、その相手方が第17号から前号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約または資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上</p> <p>6月以内</p>

<p>(22) 第17号から第20号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約または資材等の購入契約を締結する等当該者を利用してした場合（前号に該当する場合を除く。）において、市が当該下請契約または資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>(23) 次のアまたはイの区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 県内 イ 県外</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上9月以内 1月以上9月以内</p>
<p>(24) 市が発注する工事にし、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>
<p>(業務に関する法令違反)</p> <p>(25) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴の提起を知った日から3月以上9月以内</p>
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>(26) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>(27) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁錮以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定に基づく罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>

様式第1号（第5条関係）

様式（略）

様式第2号（第8条関係）

様式（略）